

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(3) 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのような算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

2. 地方税の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税している。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

- (3) 電気・ガス供給業における法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、法人においても多大な行政サービスの提供を受けている。

行政サービスの質や量に対するニーズが高まる中、収入金額課税の見直しにより法人事業税が減少することになれば、市町村に交付される法人事業税交付金の減収を通じて財政運営や行政サービスの提供に多大な支障を来すことになるため、同制度を堅持すること。

- (4) 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する固定資産税については、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。なお、平成30年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大等は断じて行わないこと。

都市自治体においては、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした独自の産業政策を実施しているところであり、国の経済政策は国の責任において行い、地方の基幹税を用いるべきではない。

- (5) 国際観光旅客税については、これまでも地方団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方団体に配分するよう検討すること。

3. 地方創生の実現に向けた財源の充実

(1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

また、「行革努力分」の算定指標については、職員数や地方債残高の削減率等が用いられているが、都市自治体においては、児童虐待の防止や総合的な子育て支援策の実施、防災・減災対策の強化などの行政需要の増加に対応するために必要な人員を確保しなければならない状況であり、これらの状況を踏まえて見直すこと。

(3) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

4. 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

(1) 都市自治体の基金については、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて積み立てているものであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないこと。

(2) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

また、地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであること。

(3) 地方の行財政改革により生み出された財源は地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。

5. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

6. 事業実施状況等に対応した地方債措置の延長等

- (1) 事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

また、災害対応の中心施設となる庁舎の建替えや耐震化等について、市町村役場機能緊急保全事業の期間を延長するとともに、財政措置を拡充すること。

- (2) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、引き続き十分な財源を確保すること。